

外 昭 和 二 十 年 三 月 十 八 日

第十二特別根據地隊司令部

當分ノ間海軍慰安所利用内規ヲ九ノ通定ム

初

一、海軍慰安所ノ管理經營ハ海軍司令部ニ於テ一括之ヲ行フ

二、家屋ハ業者ニ無償貸與スルモノトシ家具調度品等ハ必要最少限一時貸與ス

業者ハ貸與物件保管ノ責ニ任ズルモノトス

三、業者ハ清潔整頓ヲ旨トシ衛生ニ関シテハ司令部ノ指示ニ從フモノトス

ノトス

軍医長ハ毎月第ニ第四大曜日ニ健康診断ヲ行ヒ其ノ結果ヲ報告スルモノトシ不合格者ハ其ノ業者ヲ停止セシム

四、海軍慰安所ヲ別ニテ鶴、交、曼、交、松ノ各竹、交、又梅ノ各ノ

五トス

五、鶴、交、曼、交（准士官以上用）ノ利用ニ関シテ九ノ通定ム

(イ) 時間及料金

時	間	料	金	記	率
二四〇〇以上	降	一五〇	〇〇		
短時	間	七〇	〇〇	二四〇〇以前約	時間ヲ標準トス

(二) 利用者ノ範圍

(一) 海軍准士官以上及同待遇者

(二) 社令部ニ於テ許可セラレタル者

(三) 其他特ニ司令部ニテ許可セラレタル者

(四) 慰安所内ニ於ケル飲食ヲ禁止ス

(一) 時間及料金

六松ノ家(下士官兵用)ノ利用ニ関シ左ノ通定ム

(一) 時間及料金

時	間	下士官	兵	記	率
三〇	分	三〇	〇〇		
		二〇	〇〇		

(二) 利用者ノ範圍

(一) 海軍下士官兵

(二) 其他

(一) 慰安所内ニ於ケル飲食ヲ禁止ス

(三) 自ニニニニ准士官ハ之ヲ利用スルゴトヲ得
 但シ料金ハ短時間(一時間以内)ニ五円以下トス
 七、八、九、(施設部隊員用)ノ利用ニ関シ左ノ通定ム
 (一) 時間及料金

時間	料金	記	事
一時間以内	五円以下		

(四) 利用者ノ範囲
 施設部隊員

(一) 其他
 尉官以下内ニ於ケル飲食ヲ禁止ス
 八、梅、多(施設部以外軍属商社関係員用)ノ利用ニ関シ左ノ通定ム
 (二) 時間及料金

時間	料金	記	事
一時間以内	五円以下		

(四) 利用者ノ範囲
 施設部以外、軍属等ニ商社関係員

(一) 其他
 尉官以下内ニ於ケル飲食ハ禁止ス
 九、各尉官以下ニ於ケル料金支拂等ニ関シテハ右ニ依ル
 (一) 司令部ニ於テ尉官以下使用券ヲ発行シ之ヲ各隊(艇部等)ニ別ニ定ム

(別紙)

標準ニ依リ配付ス
 (一) 利用者ハ本券購入(料金ハ前項所定通)ノ上慰存所ニ於テ相手業
 者ニ手交ス
 (二) 各隊(艇部所)長ハ右料金ヲ取纏メ別紙様式調書ト共ニ半月毎ニ主
 計長宛送付スルモノトス
 (三) 業者ニ對スル支拂ハ毎月一ヶ月間ニ於ケル核高ヨリ生迄諸費其他
 ヲ控除シテ支給ス
 (四) 慰存所内ニ於テハ現金支拂ハ一切禁止ス
 (五) 毎月八日ハ定休日ナリ
 (六) 利用者業者共ニ家産等ニ備付品等ノ取扱ヲ丁寧ニシ毀損七失等ナキ様
 留書シノコト
 (七) 不都合アリト認メタル場合ハ該業主ヲシテ営業停止又ハ當該利用者ノ出
 入禁止ヲ命ズルコトアリ

前月		券別			計
券別 需別	准	官	兵	下士官用	兵用
	第一種	第二種	第三種		
賣	数量				
却	金額				
残	数量				

(附)